特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
16	川口市 母子保健法による健康増進等に関する事務 基 礎項目評価書	. L.V.

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、母子保健法による健康増進等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健法による健康増進等に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託 先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制 を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和7年11月27日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

	アイルを取り扱う事務
②事務の概要	母子保健法による健康増進等に関する事務 川口市は、母子保健法及び子ども・子育で支援法に基づき、妊婦・乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査等に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 ① 妊産婦若しくはその配偶者又は乳幼児の保護者に対する保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ② 新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③ 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・妊産婦又は乳児に対する健康診査の実施又は健康診査の受診の勧奨に関する事務 ④ 妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤ 妊産婦の訪問指導の実施に関する事務 ⑥ 妊産婦の訪問指導の実施に関する事務 ⑥ 妊産婦の訪問指導の実施に関する事務 ⑥ 妊産婦の訪問指導の実施に関する事務 ⑥ 近産・子育で応援舎で表に関する事務 ⑥ 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑥ 養育医療の替用の徴収に関する事務 ⑥ 産後ケアに関する業務 ⑥ 出産・子育で応援書業に関する事務 ⑥ 正ども家庭センターの事業の実施に関する事務 ⑥ 企後ケアに関する業務 ⑥ 出産・子育で応援者は、関する事務 ⑥ は本・子育で応援者は、関する事務 ⑥ は本・子育で応援者は、関する事務 ⑥ は本・子育で応援者は、日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日
③システムの名称	・健康管理システム ・既存住民基本台帳システム ・共通基盤システム(庁内用連携システム) ・団体内統合宛名システム(宛名システム等) ・生活保護管理システム ・個人住民税システム ・耐宛名管理システム ・中間サーバ ・サービス検索・電子申請機能 ・Public Medical Hub(PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

母子保健事業ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表70、127の項 ・母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの・子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの
	※注…番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(第40、68条)
	番号法第19条第6項 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い 特定個人情報を提供するとき。

4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連	携		
①実施の有無	[実施する	1	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定	
②法令上の根拠	用特定個人情報の提供に関する命令」という。 者)が「市町村長」のうち育医療に要する費用のによる相談、支援、保優未熟児の訪問指導に関・番号法19条第8号に条、第97条、第114条 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号	定の個人を識別するための番号の 共に関する命令(以下、「番号法策)第2条の表42、48、71,80、9 ち、第4欄(利用特定個人情報)に う支給に関する情報」「母子保健活 健指導、新生児の訪問指導、健康 関する情報」が含まれる項) 基づく利用特定個人情報の提供 、第127条、第163条	19条第8号に基づく利 5、112、125、1610 「母子保健法による養 による妊娠の届出に「 診査、妊産婦の訪問打 こ関する命令第44条、 共に関する命令第2条	利用特定個人情報の提供 の項の第3欄(情報提供 育医療の給付若しくは養 関する情報」「母子保健法 指導、産後ケア事業又は 、第50条、第73条、第82
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	川口市 保健部 保健	所地域保健センター 保健所健康	増進課	
②所属長の役職名	地域保健センター長	健康増進課長		
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求			
請求先	川口市(総務部行政管	理課情報公開文書係)〒332-860)1 川口市青木2-1-1	電話048-258-1641
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問	<u></u> 음반		
連絡先	川口市(総務部行政管	理課情報公開文書係)〒332-860)1 川口市青木2-1-1	電話048-258-1641
9. 規則第9条第2項の適	用]]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上 3) 1万人以上10 4) 10万人以上3 5) 30万人以上	1万人未満)万人未満		
いつ時点の計数か			令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワ	ークシステ	ムを通じた	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分	R肢> こ力を入れてい。 }である 風が残されてい	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) +5	R肢> こ力を入れてい。 ♪である 昼が残されてい	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) +5	R肢> こ力を入れてい♪ ♪である 圓が残されてい♪	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	ークシステムを注	通じた提供を除く。)	I]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	2) +5	R肢> こ力を入れてい♪ うである 圓が残されてい♪	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) +5	R肢> こ力を入れてい。 ♪である 圓が残されてい。	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	2) + 5	₹肢> こ力を入れてい。 うである 圓が残されてい。	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) + 5	R肢> こ力を入れてい。 ♪である 圓が残されてい。	
8. 人手を介在させる作業				[]人手を介在	Eさせる作業に	はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	2) +5	限技> こ力を入れてい。 うである 風が残されてい。	-
判断の根拠	マイナン/ うことを遵 とを徹底!	バー取得の徹底や、 皇守している。また、 している。	. 住基ネット照会 特定個人情報:	会を行う際には4情報を含む書類やUSB <i>></i>	報又は住所を含 ♥モリは、施錠で	ラインに従い、本人からの さむ3情報による照会を行 きる書棚等に保管するこ 十分である」と考えられ
9. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[] 内]部監査	[] 外部	<u>監査</u>

10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	く選択肢>[十分である]2) 十分である3) 課題が残されている
判断の根拠	川口市個人情報保護事務取扱要領、川口市情報セキュリティポリシー等の取扱規程を遵守している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 関連情報ー3個人番号の利 用ー法令上の根拠	I	(追加) ※注…番号法別表第一の主務省令で定める事 務を定める命令第40条	事後	根拠となる主務省令を追加記 載するという形式的な変更で あり、重要な変更には該当し ない
	I 関連情報-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	_	【別表第2における情報提供】(追加) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第19条・第30条・第44条 【別表第2における情報照会】(追加) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第39条	事後	根拠となる主務省令を追加記 載するという形式的な変更で あり、重要な変更には該当し ない
平成28年10月18日	I 関連情報-5.評価実施機 関における担当部署-②所属 長	保健センター所長 香山 裕司	保健センター所長 林 敏夫	事後	人事異動による変更であり、 重要な変更には該当しない
	I 関連情報-1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務-②事 務の概要		(追加) ③ 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩ 養育医療の費用の徴収に関する事務 ※妊娠の届出について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。	事前	子育でワンストップサービス本 格運用開始前の見直しであ り、重要な変更にあたらない。
	I 関連情報-1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務-③シ ステムの名称		(追加) ・サービス検索・電子申請機能	事前	子育てワンストップサービス本 格運用開始前の見直しであ り、重要な変更にあたらない。
平成30年11月15日	I 関連情報 - 5.評価実施機 関における担当部署 - ①部署	川口市 健康増進部 保健センター	川口市 保健部 保健所地域保健センター	事後	組織改変による変更であり、 重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月15日	I 関連情報-5.評価実施機 関における担当部署-②所属 長の役職名	保健センター所長 林 敏夫	地域保健センター長	事後	評価書の様式変更であり、重 要な変更には該当しない
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	-	追加項目	事後	評価書の様式変更であり、重 要な変更には該当しない
	I 関連情報-1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務-②事 務の概要		(追加) ① 母子健康包括支援センターの事業の実施 に関する事務	事後	番号法の改正による見直しであり、重要な変更にあたらない。
令和1年9月18日	I 関連情報 - 3. 個人番号の 利用 - 法令上の根拠	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給または費用の徴収に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの ※注…番号法別表第一の主務省令で定める事	る事務であって主務省令(※注)で定めるもの	事後	番号法の改正による見直しで あり、重要な変更にあたらな い。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 - 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 - ②法令上の根拠	【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報 提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人 情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関す る情報」「母子保健法による養育医療の給付若 しくは養育医療に要する費用の支給に関する情 報」が含まれる項) ・別表第2(26・56の2・87の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第19条・第30条・第44条 【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報 照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事 務)に「母子保健法による費用の徴収に関する 事務」が含まれる項) ・別表第2(70の項) ・別表第2(70の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第39条	【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項)・別表第2(26・56の2・69の2・87の項)・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条・第30条・第44条【別表第2における情報照会】・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会】・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会】・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会】・番号法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務」「母子保健法による費用の徴収に関する事務」が含まれる項)・別表第2(69の2・70の項)・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条	事後	番号法の改正による見直しで あり、重要な変更にあたらな い。
令和1年9月18日	Ⅱしきい値判断項目-1.対 象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	番号法の改正による見直しで あり、重要な変更にあたらな い。
令和1年9月18日	皿しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	番号法の改正による見直しで あり、重要な変更にあたらな い。
令和1年9月18日	Ⅳリスク対策	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	番号法の改正による見直しであり、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	Ⅱしきい値判断項目-1対象 人数-いつ時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	しきい値判断の再実施による 変更であり、重要な変更には 該当しない
令和2年10月22日	Ⅱしきい値判断項目-2取扱 者数-いつ時点の計数か	2015/4/1	2020/4/1	事後	しきい値判断の再実施による 変更であり、重要な変更には 該当しない
令和4年3月2日	I 関連情報ー4情報提供ネットワークシステムによる情報連携ー②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報 提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人 情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関す る情報」「母子保健法による健康診査に関する 情報」「母子保健法による養育医療の給付若し くは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項) (以下略) 【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報 照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事 務)に「 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導、未熟児の事業 の実施に関する事務」「母子保健法による費用 の徴収に関する事務」が含まれる項)	【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項)(以下略) 【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務」「母子保健法による費用の徴収に関する事務」が含まれる項)(以下略)	事後	令和3年9月1日施行の番号 法改正に伴う号ずれにかかる 変更
令和4年3月2日	Ⅱしきい値判断項目 - 1.対 象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	しきい値判断による変更。継続して、基礎項目評価書及び 重点項目評価書を作成する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月2日	Ⅱしきい値判断項目-1対象 人数-いつ時点の計数か	2020/4/1	2021/4/1	事後	しきい値判断による変更。継続して、基礎項目評価書及び 重点項目評価書を作成する。
令和5年7月3日		び幼児に対する保健指導、健康診査等に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(以下「番号法」という。)及び行政手続にお ける特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律別表第一の主務省令で定める 事務を定める命令に基づき、特定個人情報ファ イルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成	を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 以下略 ① 産後ケアに関する業務 ③ 出産・子育て応援事業に関する事務・・・「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について」(令和4年12月26日子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局通知)に基づく出産・子育て応援給付金事	事後	事務の追加による事務の概要の変更
令和5年7月3日	I 関連情報 - 5.評価実施機 関における担当部署 - ①部署	川口市 保健部 保健所地域保健センター	川口市 保健部 保健所地域保健センター 保 健所健康増進課	事後	組織改変による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月3日	I 関連情報-5.評価実施機 関における担当部署-②所属 長の役職名	地域保健センター長	地域保健センター長 健康増進課長	事後	組織改変による変更
令和6年3月11日	Ⅱしきい値判断項目-1.対 象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満		しきい値判断による変更。継続して、基礎項目評価書及び 重点項目評価書を作成する。
令和6年3月11日	Ⅱしきい値判断項目-1対象 人数-いつ時点の計数か	2021/4/1	2023/4/1		しきい値判断による変更。継続して、基礎項目評価書及び 重点項目評価書を作成する。
令和6年9月30日	I 関連情報-1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務-②事 務の概要		(追加) ④Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連 携に係る母子保健法による健康増進に関する 事務	事前	Public Medical Hub本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらない
令和6年9月30日	I 関連情報-1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務-③シ ステムの名称		(追加) ▪Public Medical Hub(PMH)		Public Medical Hub本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらない
令和6年9月30日	I 関連情報ー3個人番号の利 用ー法令上の根拠	-	(追加) ・番号法第19条第6項 ・審号法第19条第6項 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の 委託又は合併その他の事由による事業の承継 に伴い特定個人情報を提供するとき。		Public Medical Hub本格運用 開始前の見直しであり、重要 な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	Ⅱしきい値判断項目-1対象 人数-いつ時点の計数か	2023/4/1	2024/4/1		しきい値判断による変更。継続して、基礎項目評価書及び 重点項目評価書を作成する
令和6年9月30日	II しきい値判断項目 - 2取扱者数 - いつ時点の計数か	2020/4/1	2024/4/1	事後	しきい値判断による変更。継続して、基礎項目評価書及び 重点項目評価書を作成する
令和7年11月27日	表紙一評価書名	川口市 母子保健法による健康増進に関する 事務 基礎項目評価書	川口市 母子保健法による健康増進等に関す る事務 基礎項目評価書	事後	子ども・子育て支援法の改正 による修正
令和7年11月27日	表紙 一個人のプライバシー等 の権利利益の保護の宣言	川口市は、母子保健法による健康増進に関する事務における (略)	川口市は、母子保健法による健康増進等に関する事務における (略)	事後	子ども・子育て支援法の改正による修正
令和7年11月27日	表紙-特記事項	母子保健法による健康増進に関する事務で は、 (略)	母子保健法による健康増進等に関する事務で は、 (略)	事後	子ども・子育て支援法の改正による修正
	I 関連情報-1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務-①事 務の名称	母子保健法による健康増進に関する事務	母子保健法による健康増進等に関する事務	事後	子ども・子育て支援法の改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月27日	I 関連情報-1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務-②事 務の概要	(略) ※妊娠の届出について、窓口での受領以外に、	川口市は、母子保健法及び子ども・子育て支援 法に基づき、妊婦・乳児及び幼児に対する保健 指導、健康診査等に関する事務を行っている。 (略) ⑤ 妊婦のための支援給付事業に関する事務 ※妊娠の届出について、窓口での受領以外に、 サービス検索・電子申請機能での受領を含む。	事後	子ども・子育て支援法の改正 による修正
令和7年11月27日	I 関連情報ー3個人番号の利 用ー法令上の根拠	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの※注…番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条	問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの・子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付に関する事務であって主務省令(※注)		番号法及び子ども・子育て支援法の改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月27日	I 関連情報 - 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 - ②法令上の根拠	【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報 提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定関する情報)に「母子保健法による妊娠の届在に関する情報」「母子保健法による養育医療の給けする情報」「母子保健法による費用の支給に関す若しくは養育医療に項)・別表第2(26・56の2・69の2・87の項)・番号法別表第二の主務省令で定める事務2(別表第二の主務省令で定める事第1欄(情報を定める命令第19条等30条・第44条 【別表第2における情報照会】・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報所)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、使康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、促康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の事務」「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、使康診査、妊産婦の訪問指導、大会費の管理といる。 ・別表第2(69の2・70の項)・別表第2(69の2・70の項)・別表第2(69の2・70の項)・番号法別表第二の主務39条	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」という。)第2条の表42、48、71,80、95、112、125、161の項の第3欄(情報提供者)が「市町母子保健了方ち、第4欄(利用特定個人情報)に「母子保健要はよる養育の支給に関する情報」「母子保健要はよる性臓が、支援、保健場が、支援、保健場が、支援、保健協力・方、第163条(現立の前期指別の前期指別の前期指別の前期指別の前期指別の前期指別の前期指別の前期指別	事後	番号法の改正による修正
令和7年11月27E	IIしきい値判断項目-1対象人 数-評価対象の事務の対象人 数は何人か	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	集計方法の見直しによる修正
令和7年11月27E	Ⅱしきい値判断項目-1対象人 数-いつ時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	判断日付の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月27日	Ⅱしきい値判断項目-2取扱者 数-いつ時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	判断日付の変更
令和7年11月27日	Ⅲしきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務 付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	しきい値判断結果を反映する もの 本修正に伴い、重点項目評価 書を廃止とする
	IVリスク対策 - 1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	しきい値判断結果を反映する もの 本修正に伴い、重点項目評価 書を廃止とする
	IVリスク対策−8人手を介在 させる作業	-	項目追加及び以降の項目の番号ずれ	事後	評価書の様式変更による修正
令和7年11月27日	IVリスク対策−11.もっとも優 先度が高いと考えられる対策	-	項目追加	事後	評価書の様式変更による修正